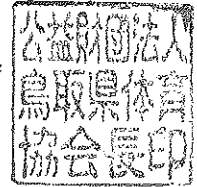




体協第538号
平成27年2月27日

鳥取県知事 平井伸治 様

公益財団法人鳥取県体育協会
会長 油野利博



平成27年度事業計画書について (提出)

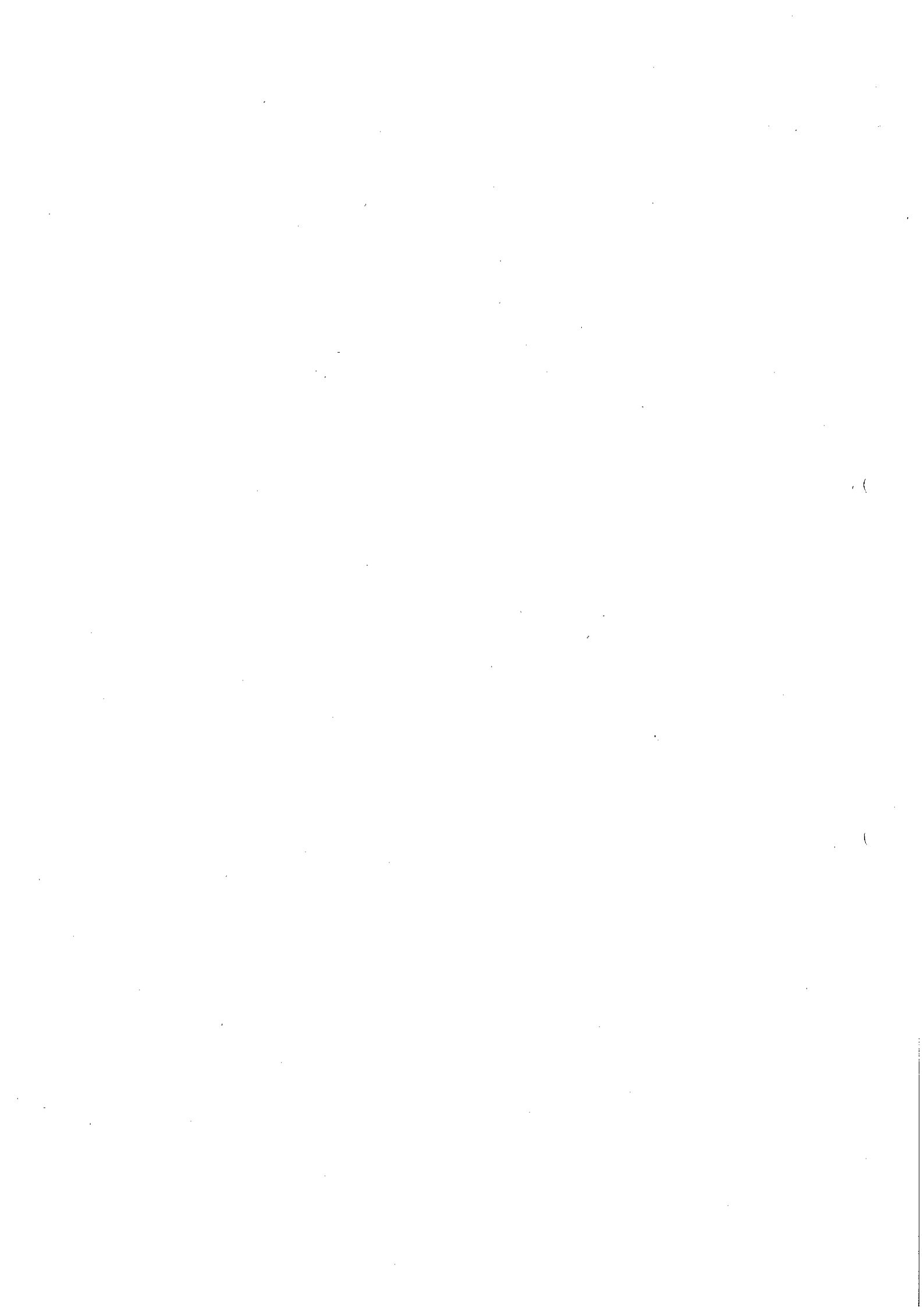
このことについて、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの管理運営に関する協定書第19条の規定に基づき別紙のとおり提出します。



平成27年度鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール

委託業務に関する事業計画書

- (1) 委託業務の実施計画書
- (2) 利用者数の見込み及び委託業務に係る収支計画書
- (3) 再委託の発注予定（申請書から変更がない場合は記載不要）
- (4) 管理体制
- (5) その他甲が必要と認める事項



1 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の方針

公益財団法人鳥取県体育協会は、「鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例」・「鳥取県立鳥取産業体育館の設置及び管理に関する条例」を十分認識し、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの設置目的に沿った管理運営・サービスの提供を行います。

管理運営の方針として、次の項目を重点に更なる質の高い内容の充実した運営を行っていきます。

①本県のスポーツ及び産業の普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営

- ・公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体及び関係機関との連携・協働により、本県の生涯スポーツの普及・振興に取り組めます。
- ・産業関係団体と連携しながら産業の振興に取り組めます。
- ・文化関係団体との連携により各種文化関係事業の普及振興に取り組めます。

②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営

- ・施設利用申込マニュアルによって公平な利用の確保を図るとともに、事前に施設利用調整会議を行うなど、各種大会・行事等が円滑に開催されるよう取り組めます。
- ・利用者が施設を利用する際の必要な指導・助言及び付属設備等の準備・利用方法・注意事項の説明等を行います。
- ・インターネットによる迅速な「利用予約システム」を進めるとともに、他の施設間で調整を行うなど各種大会・行事等が円滑に進められるよう取り組めます。
- ・職員による施設設備の巡視・点検や必要な場合は専門業者による安全点検を行うなど、施設全般について施設管理マニュアルに沿って維持管理を徹底します。
- ・特にプールについては、監視体制の強化を徹底し、入水者の安全確保を図ります。
- ・事故や災害の発生を想定し、緊急時マニュアルに沿ってその訓練を行い、万が一の場合に備えます。

③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営

- ・施設の業務案内を、充実したホームページやあらゆる媒体を通して広く県民に広報し利用促進を図ります。
- ・各競技団体、産業・文化団体等と連携して、利用者へ注目される各種大会・展示会・イベント等の開催・誘致等により利用の確保に取り組めます。
- ・各種大会・行事等の県民への広報活動を積極的に行い利用確保を図ります。
- ・施設の機能を十分に活用しながら利用者のニーズに応じた細かなサービスの提供と利用者が快適に過ごすための利便性の確保を図る管理運営を行います。

④収入の確保と経費節減を図る管理運営

- ・スポーツ教室・各種大会及びイベントを拡充し、参加料の確保を図ります。
- ・産業関係団体に対して積極的な営業活動を行い、収入の確保を図ります。
- ・清涼飲料水等の自動販売機や飲食業者の出店、スポーツ用品の販売等による手数料の確保を図ります。
- ・施設内の照明を計画的に「LED化」し、コスト削減を図ります。
- ・灯油の高騰に対応するため、ソーラーシステムを効率的に稼働させることにより、コスト削減に取り組めます。
- ・外部委託業務の複数年契約を取り入れるなどしてコスト削減に取り組めます。
- ・節電・節水を始めとして、あらゆる経費の節減に取り組めます。
- ・利用者に対して可能な限り経費削減へのご理解とご協力をお願いしていきます。

⑤鳥取県の施策と連携した管理運営

- ・鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力支援を行うとともに、その施策の一環としての事業に取り組めます。
- ・鳥取県が開催する大会、行事等については、他の利用者との調整を図りながら円滑にすすめます。
- ・災害が発生した場合には、鳥取県や市町村の危機管理体制に積極的に協力します。

⑥地域や法人等と連携した管理運営

- ・地域の声を反映する施設管理に努め、地域の活性化に貢献します。
- ・地域ボランティアNPO法人と連携し、施設の美化活動等に取り組めます。

⑦環境に配慮した管理運営

- ・施設利用者・来館者への施設のイメージを高めるため、施設の内・外の環境・美化に取り組めます。
- ・地域や施設利用者などの声を反映して、連携した施設内外の環境・美化活動に取り組めます。

⑧組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営

- ・施設の組織体制の確立と優秀な人材確保により、長年にわたって行ってきた施設管理経験・ノウハウを生かした管理運営を行います。

⑨法令遵守の徹底し、評価を適正に行う管理運営

- ・個人情報の適切な管理等、法令を遵守した管理運営を行います。
- ・PDCAサイクル（注1）により自己評価を行うとともに、外部の方で組織する施設運営委員会を設置し、管理運営に係る評価と意見を求めます。
- ・日本体育施設協会等に施設の管理運営に係る適切な評価をいただきます。

⑩職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営

- ・鳥取県から「男女共同参画推進企業」の認定を受ける等して、職員の育児や介護など積極的に押し進めます。
- ・優秀な職員の確保やモチベーション（意欲・士気）の高揚を図るため、継続雇用を柱とした任用に努めます。

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

公益財団法人鳥取県体育協会は、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールを管理運営していくうえで、利用者の方々に「安心・安全で」「気軽に」「楽しく」「快適に」スポーツ活動に利用していただくこと、また産業の振興の支援をしていくことが最も重要と考え、さらには文化的な活動など体育・スポーツ以外の方々にも活用していただけるよう努力していくことが大切であると認識しています。

そのためには、次のような取組みにより当施設が地域の産業・スポーツ・文化の拠点として、県民の方々に注目を浴びるよう事業展開していきます。

①利用者への応接と適切な対応

・利用者へ最初にスタッフが接するのは受付窓口か電話での問い合わせです。その応接の態度の良し悪しによって利用者の施設への感情・印象が変わってきます。したがって、当施設の全スタッフは、目ごろから常に内部取扱としての「応接の基本」を頭に入れて利用者への応接に心掛けています。

・「清潔な身だしなみで笑顔で応接」「言葉づかいは丁寧に」「要件を理解し迅速な対応」をモットーに利用者への高評価を得られるよう一層取組んでいきます。

②誰もが利用しやすい施設

・キッズコーナーの設置

子ども連れの利用者にも遠慮なく利用できる環境を確保するために、託児スペースとして活用できるキッズルームを設置し、子育て支援に優しい施設運営を目指します。(必要な場合は託児設置)

・プール用具の無料貸出し

幼児が水になれるのを補助する、幼児用アームヘルパーや、練習用ビート版の無料貸出しを行い、低年齢層からのプール利用の促進を行います。

・共通利用券の設定

鳥取県民体育館トレーニングルームと鳥取屋内プールとの共通利用券の発行による複合的な運動活動を促進します。

・車イスの常設

障がい者の方への配慮と、利用者の事故、けが等に備え車椅子を常備し、必要により介助等を行います。

- ・利用者の荷物等の支援
高齢者等の荷物の預かり、運搬等を行います。
- ・傘の貸出
傘を玄関に配置し、自由に利用していただきます。
- ・土足シートの軽量化
展示会等の土足シートを1重張りに対応することにより、イベント主催者の負担軽減を図ります。
- ・市街地への案内板掲示
列車・バスの時刻表を掲示します。また、タクシー利用者や怪我人の発生等に対応するため、タクシー会社・病院・飲食店・公共施設のダイヤル一覧と市街地地図を掲示します。
- ・毎月の行事予定表掲示
開催される大会や展示会・各種イベントの行事予定表を掲示します。
- ・近隣企業との連携
駐車場の利用、飲食コーナーの設置、相互情報コーナー設置

③スポーツへのきっかけづくり

- ・健康・体力相談コーナーの設置
個人にあった運動内容、頻度など健康増進、体力づくりの相談を受けます。そして、生活習慣病の改善、予防や個人・年齢・体力に合った運動・スポーツなど「健康運動指導士」による、適切なアドバイスを行います。
- ・健康セミナーへの参加
年齢・男女等に関係なく、将来の健康維持・体力づくりに関して運動・スポーツを日常生活に取り入れていく内容を中心としたセミナーを定期的で開催するもので自由に参加していただきます。
- ・ニュースポーツ教室の体験入学
体を動かすきっかけづくりとスポーツの楽しさを体験していただくため、だれでも気軽に参加できます。
- ・ニュースポーツ用具の貸出し
地域で楽しんでいただくため、ニュースポーツ用具（カローリング、バウンドテニス、シャッフルボード、ターゲットバードゴルフ、ラージボール卓球など）の貸出しを行うとともに、利用方法、ルールなどの説明を行います。
- ・ワンポイントアドバイス
プールでの正しい泳ぎ方、水中ウォーキングの方法など利用者の希望に応じてアドバイスを行います。

④施設の有効利用

- ・体育館1階ステージ及び2階ロビーの有効活用サークル活動などの利用を可能にします。
(ダンス、民謡、詩吟、太極拳、少林寺拳法、エアロビクス、トレーニングなど)
- ・体育館控室の有効活用体育館控室(1、2、3)を会議室として利用可能にします。

・芝広場の有効活用

キッズコーナー、子どもの遊び場、利用者の団らんコーナーとして利用可能にします。

⑤ユニバーサルデザインの推進

利用しやすい施設にするため、「ユニバーサルデザイン化」を進め、次のような取り組みを行います。

《筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置》 ・耳の不自由な方が、筆談の申し出ができるよう受付に表示します。 ・さらに、手話講習を受講するなど簡単な手話が行えるようにします。
《「ハートプラスマーク」の設置》 ・正面玄関に「ハートプラスマーク」を掲示し、内部障がい者・内臓疾患者といった障がいを持った方が利用できるよう配慮します。
《障がいのある方への心のバリアフリー》 ・内閣府が示している「公共窓口における配慮マニュアル」によって、障がいのある方に心のこもった対応をするなどあらゆるサービスを提供します。
《ピクトグラフ等の活用》 ・利用者が一目で施設を理解できるようピクトグラフ等のサインを表示します。
《プール利用の外国語版の案内》 ・外国人利用者へ配慮するため、英語・韓国語版の利用案内を掲示します。（「プールご利用の案内」を参照）

⑥非常災害時等における利用者サービスの提供

・非常災害時の伝言サービス提供と特設公衆電話設置

大地震など非常災害時に、被災地と被災地以外との間を「災害用伝言ダイヤル（171）」で結び、安否確認がすばやくとれる体制を確立するほか、施設内に所蔵している「特設公衆電話（NTT）」を開設します。

・大型ビジョン設置

地震・台風・大雨・大雪等の気象情報の動きを随時「大型ビジョン」で流すほか、必要な情報を提供します。

⑦利用者の平等利用の確保

・公の施設として平等利用を厳格に守ります。

設置者である鳥取県の管理代行者としての意識を職員に徹底させるとともに、利用者の平等利用を確保するため、関係法令等を遵守し、仕組みやルールを確実に守り、提供するサービス・プログラム・料金・案内等に十分配慮を講ずることで、誰もが平等に利用できる環境に取り組みます。

また、施設の平等性の観点から、特定利用者・団体等に偏った利用を防止するため、規定された

利用優先順位を遵守し、中立的な利用の確保を図ります。

・公の秩序を乱したり、善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合は、利用許可等の制限を行います。

⑧利用促進に向けた施設の情報を積極的に提供

多くの県民の方の利用を促すため、施設の持っているあらゆる情報を積極的に提供します。

・ホームページ及びインターネットによる予約サービスの充実

▽施設紹介 ▽各種スポーツ大会 ▽各種展示会 ▽スポーツ教室 ▽イベント情報

ホームページアドレス <http://www.k4.dion.ne.jp/~t-santai/>

・新聞、テレビによるイベント案内

・公共施設へのポスター、チラシ配布

・スポーツ大会・展示会・イベントなど一ヶ月の利用予定表及び当日の利用表をロビーへ掲示

⑨利用者への利便に寄与

・自動販売機を12台設置し、内1台は災害時無料提供自動販売機を設置しています。

※ 災害時無料提供自動販売機

大規模災害が発生した場合、販売機の飲料水が無料で提供できる仕組みを持った自動販売機1台を設置します。

・運動を行う方が簡単に栄養補給をできるような栄養食品を販売しています。

・「体育・スポーツ図書コーナー」の設置

利用者が、自己の健康・体力づくり、トレーニング方法などの学習のため、ロビーに「健康・体力づくり図書コーナー」を設置します。

・「大型ビジョン」の設置

ロビーに「大型ビジョン」を設置し、利用者への施設案内・スポーツ教室・大会イベント・気象情報・光化学スモッグPM_{2.5}・列車運行状況など日常のあらゆる情報を「お知らせ情報」として流します。

・「サロンコーナー」の設置

利用者が快適な時間を過ごすため、体育館・プール利用前後に休憩を兼ねた「サロンコーナー（談話室）」を設置します。

・「飲食コーナー」の設置

大会・展示会等に来館される方々のために「飲食コーナー」を設置します。

⑩「とっとり県民の日」の無料開放

毎年9月12日の「とっとり県民の日」、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

併せて、「とっとり県民の日」の趣旨と、無料の案内を当施設の内外に配布・掲示します。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

利用者の多くの声を把握し、管理運営に反映します。

・「意見箱」の常設

玄関ロビーへ「みんなの意見箱」と称して個人を特定せずに気軽に「意見箱」に投入できるよう、書き込める様式を作成するとともに、対応可能なものは即時対応します。

・インターネットによる意見・要望の把握

随時意見・要望を把握し、実現可能なものは即時対応します。

・受付窓口での口頭意見・要望を把握

・職員の目から見た意見・要望

職員自ら利用者側に立った視点を持ち、職場内部会議において意見要望事項の協議をし、改善を図ります。

・利用者アンケートの実施

当施設のあるべき方向性などを中心とした利用者アンケートを実施し、将来的な検討材料をまとめます。

・他施設の利用者の声を共有します。〔要望への対応方針〕

寄せられた要望を分析し、対応できる要望と県との協議が必要な要望に分けた上で対応します。

■モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点を持ったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。

事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出・改選していきます。

・モニタリングの実施

モニタリングについては、PDCAマネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上を図ります。

・モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全目的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画だて、実施していきます。

・各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、自治体に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。

また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告を行います。

3 施設管理

利用者に対して最も重要なことは、施設が「安全」で、「安心」して利用ができて、利用時間を「快適」に過ごすことが施設運営を行うにあたって最も基本であると考えております。

そのためには、利用者が「安全」に活動できるよう事故等の発生を未然に防ぐための危険のない状態を

確保します。

また、清潔な環境を持続させていくために、「衛生管理」を徹底します。

そして、施設・設備を「長期安定利用」していくための予防保全を柱とした維持管理に努めます。

さらに、省資源・省エネなど「環境」に配慮した施設管理を行います。

このようなことをふまえ、次の4項目を重点にして施設管理を行います。

安全 清潔（衛生管理） 長期安定 環境配慮

①安全確保の徹底（事故等の未然防止）

利用者の安全確保は、施設の管理運営の中で最優先課題であり、事故防止・防犯・防災について徹底して取り組みます。

特に、プールについては過去の事故事例を教訓として安全対策を徹底します。

〔共通〕

●事故防止

施設設備の徹底した点検と危険区域（電気室・機械室）には看板等により立ち入り禁止措置を講ずる。

●防犯

日常施設内の巡視を行うとともに、不審者が現われた場合にまず「利用者への安全確保と避難誘導」を第一の優先と考え行動する。

●防災

防災訓練・利用者へ素早い災害情報の提供・避難誘導を講ずるなど、利用者に協力を得ながら安全確保に最善を尽くします。

〔体育館〕

●日常点検チェックリストによる点検

毎日、「日常点検チェックリスト」による点検を実施し、異常・不安全等が発見された場合即、利用者への安全確保と今後の改善措置を即検討し、早急に改善等を行います。

●開館前の点検

開館前に施設、設備及び貸出用具の点検により安全確認を行います。

なお、細部にわたる点検については、(公財)日本体育施設協会発行の「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」等をガイドラインとし、安全対策を徹底します。

●利用者自主点検カードの作成

利用者の「自主点検カード」を作成し、利用者による器具のセルフチェックを行います。

〔プール〕

●日常点検チェックリストによる点検

毎日、「日常点検チェックリスト」により、点検を実施し、異常・不安全等が発見された場合、利用者への安全確保と今後の改善措置を即検討し、早急に改修等を行います。

●開館前の点検

プールは、水の事故等の危険性という観点において最も注意を喚起するところから、開館前には

最重要項目について点検を行い、その点検結果を利用者に対して「点検結果掲示」として施設の安全をアピールします。

●プールの安全標準指針の活用による適正な管理

平成19年3月に文部科学省及び国土交通省策定の「プール安全標準指針」及び（公財）日本体育施設協会などによる「遊泳プールの安全・衛生管理」の解説をガイドラインとして適正な管理・点検を行います。

●利用者への「安全アピール」掲示

プールは、利用する方が「安全で安心して利用できる」という認識のうえで利用されることから、そのためには「安全アピール」を掲示します。

(安全、安心アピールの掲示)

当プールは、利用者の方に安心してご利用いただくため次の掲示を行い、施設の安全をアピールしています。

②衛生管理の徹底（清潔な環境の確保）

館内の清潔な環境の保持

・専門の清掃業者による日常清掃、月単位のワックス等の定期清掃、天井や壁等の特別清掃を行うなど清潔な環境を年間を通して行います。

・ロビー、受付窓口、玄関、会議室への花ビン、鉢、プランターによる美化また、体育館、トイレ、更衣室へ活性炭を配置しての消臭作業など、施設の衛生・環境美化に取り組めます。

プールの衛生管理

プールは、毎日多くの方が利用されているところであり、その水質管理は衛生上最も重要であるため、職員はプール衛生管理士の資格を有するとともに、厚生労働省通達の「遊泳用プールの衛生基準」を遵守し、次の検査項目について衛生管理を徹底します。

▽残留塩素濃度・・・1日7回の測定を行います。(基準 1日3回以上)

▽水素イオン濃度・・・1日1回の測定を行います。(基準 月1回以上)

▽水質測定

- ・濁度
- ・pH
- ・KMnO₄消費量 毎月1回専門機関に検体を提出
- ・大腸菌 し、水質の適合証明を受けます。
- ・一般細菌

▽水温・室温・湿度

毎日90分おきに測定し、掲示により利用者へお知らせします。

▽炭酸ガス濃度

2ヶ月に1回プール室内の炭酸ガス濃度を専門機関が測定し適合証明を受けます。

▽プール清掃

毎朝、職員によるプールサイド及びプール水のごみ等の清掃を行い、清潔に保ちます。

また、年2回プール水を抜き、プール内床、壁、側溝、人工芝等の清掃を行い、衛生環境、水質保全に取り組めます。

▽各所の巡回・点検

毎日、更衣室、トイレ、シャワー室、採暖室等を巡回、点検し、清潔な環境を保つよう取り組めます。

③施設設備の長期安定利用のため維持管理

施設・設備を長期にわたり安定利用するため、次の項目に重点をおき、維持管理を行います。

・施設の日常点検職員により1日2回巡視等により異常箇所を把握し、修繕が必要であれば当施設あるいは県との協議により早急に対応します。

・機械設備の点検

専門業者による定期保守点検を行い、修繕の必要箇所があれば、当施設あるいは県との協議により対応します。

・備品の定期点検

職員により年4回の定期点検を目視、触診、聴診等を行い、修繕箇所があれば早急に対応します。

・電気、水道等の異常発見

データ記録により異常を早期発見します。

・プールろ過タンクの管理

月に2～3回ろ過タンクの逆洗・洗浄を行い、水質管理及びろ過能力の維持を図ります。

・プール燃料（灯油）タンクの管理

データ記録により燃料タンクを管理します。

・各種設備操作マニュアルの作成

各種設備の「操作マニュアル」を作成し、長期安定を図ります。

④環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動など環境に配慮した運営が評価され、本年度「鳥取県版環境管理システムⅡ種（2011）」の認定施設となり、日常業務において職員はもとより利用者にも協力いただき、身近でできることを一体となって次のように実施し、循環型社会への認識を深めます。

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があるため外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、共通認識を持っていただき一体となった管理を行います。

業務名	外部委託業者名
警備委託	山陰警備保障株式会社
清掃作業・受水槽・高架水槽	山陰リネンサプライ株式会社
消防設備保守	株式会社吉備総合電設

吸収冷温水機保守	パナソニックES産機システム株式会社中四国支店
小体育館系統・空調機保守点検	大和設備株式会社
自動扉保守	ナブコドア株式会社鳥取営業所
自動制御機器保守	島根電工株式会社
電気工作物保安業務	一般財団法人中国電気保安協会
集熱器接続配管保守	有限会社谷口管工事
真空ヒーター保守点検	株式会社森下久平商店

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

利用時間は、現行どおりとします。

(2) 休館日の考え方と設定内容

休館日の考え方と設定内容は、現行どおりとします。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用料金については、現行料金の考え方及び設定内容を継続します。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

現行減免制度（利用料減免の取扱要領）の考え方及び設定内容を継続します。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・災害・盗難などの事故・事件の防止（防災）対策

・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉、という基本的な行動を実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

・具体的な取組み内容は「緊急時マニュアル」を中心に、スタッフ全員と警備委託先に周知をします。

・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。

①火災・災害等防止対策

ア) 火災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防訓練実施行動計画書に基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練等）を年2回実施します。

イ) 地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

ウ) 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどして、限られた時間内で備えを

行います。

エ) 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほか、災害を想定した必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

オ) 「災害時特設公衆電話」の設置

災害時及び緊急時には携帯電話等の通話の状態が悪化し連絡がとれなくなるため、大規模災害時の通信手段を確保するため、西日本電信電話株式会社の協力を得て、無料の「災害時特設公衆電話」を設置します。

カ) 島根原発広域避難所運営計画策定の協力

島根原子力発電所に係る住民避難計画に基づき「避難所運営計画」策定に協力します。

② 不審者等防止対策

ア) 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

イ) 盗難防止

・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図ります。

・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。

・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努めます。

ウ) 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることのないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には許可証の携帯を義務付けます。

③ AED(自動体外式除細動器)の管理

・ AEDの管理

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動(心臓の痙攣)によるものです。発生した場合は早期の除細動(痙攣を止めること)が救命の鍵となります。

当施設は、AEDを利用者の方が一目でわかるように事務所前に配置し、常時使用できるように維持管理を行なっています。また、敷地内において1分以内でAEDを届けます。

・ 人工呼吸マスクレールダルフフェイスシールドの常備(全職員)

万が一、傷病者に対し人工呼吸をしなくてはならない場面に遭遇した時、傷病者側より嘔吐物などの排出物が突然起こっても、人工呼吸マスクレールダルフフェイスシールドがあれば、救助者側に触れることなく安心して救助活動を実施することが出来ます。善意で行ったBLS(ベーシックライフサポート)、自分の安全を守る事も大切です。場合によっては心臓マッサージのみで、人工呼吸は行わないという決断も必要です。

④スポーツ活動における事故防止対策

来館利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

・ 1 熱中症予防声かけプロジェクト

熱中症は病気ではなく、水分をとること、休息をとること、栄養を取ることで防ぐことができます。施設利用者に「しっかり水分を取りましょう。」「ちょっと、ひと涼みしませんか。」など、下記のような「声をかけ」と「気遣い」を職員全員が積極的に行い、熱中症を予防していきます。

・ 冬は気温が下がり空気も乾燥して、インフルエンザの流行が心配な季節です。厚生労働省の発表資料「インフルエンザの発生状況について」（2013年1月18日）によると、インフルエンザの定点当たり報告数は2012年第43週（10月22日～10月28日）以降増加が続き、2013年第2週の報告数は前週の報告数の約3倍と報告されています。

・ 環境による感染対策の目安をお知らせする「季節性インフルエンザ感染防止目安温湿度計」を館内に設置することで、利用者にインフルエンザ感染対策に役立てて頂きます。

⑤プールにおける事故防止対策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

事故防止については「鳥取屋内プール安全管理規程」に基づき監視台からの監視及びプールサイドからの監視、監視カメラの常時2名で行い、事故の未然防止に全力で取り組みます。

また、TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

ア) プールの監視体制（TPCSシステム）

T（タワー：監視台）

高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。

P（パトロール：巡視）

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。

C（コントロール：司令）

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、各ポジションに的確な司令、情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。

S（スタンバイ：待機）

待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。また各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。

イ) 溺者救助 (訓練)

急病人や溺者の発生時に備え、溺者の救助訓練やCPR (心肺蘇生法)、AEDの訓練を実施します。また、プール開館中に実際の救助訓練シミュレーションを実演し、利用者に対し水難事故予防の啓発を行います。

ウ) 監視業務

- ・利用者に安全で楽しく施設を利用していただくため、鳥取屋内プール安全管理規程を設け、監視業務に当たります。
- ・当施設職員は、公益財団法人日本体育協会公認水泳指導員の有資格者が多数在籍し、また、全職員がAED取り扱いを含む救急法講習修了者であり、随時訓練し、万一の事故の初期対応を万全にし、プールの安全管理及び監視業務に当たっています。

(2) 緊急時の体制・対応

事故や災害が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最適な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

また、定期的に行われる全国瞬時警報システム (Jアラート) による緊急地震速報を受信した際の「避難行動マニュアルを」を整備し、行動訓練についても積極的に参加します。

①火災・災害対応

ア) 火災対応

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、下記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。

イ) 地震対応

一次対応

- ・全国瞬時警報システム (J-ALERT) の活用によりいち早く利用者に伝達し、「緊急地震速報」が出たことを迅速に館内放送し、職員は避難誘導の体制をとる。
- ・「緊急時マニュアル」に沿って、避難誘導を行う。
- ・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。

二次対応

- ・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。特に水を大量に使用するプールは、プール槽、配管などに異常がないか可能な限り細部まで調査する。
- ・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ) 台風・豪雨

一次対応

- ・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
- ・利用者、来場者に情報提供するとともに、被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施

設供用の中止を求め、周知をする。

二次対応

- ・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検個所として注意を払う。
- ・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ) 施設設備の異常・故障

- ・設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

②事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行います。

※体育館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

Rest（安静）－スポーツ活動の停止 Ice（アイシング）－患部の冷却

Compression（圧迫）－患部の圧迫 Elevation（挙上）－患部の挙上

※事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。

※近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。

※休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。

③不審者等対応

不審者対応マニュアルにより利用者に知らせる、避難させる、不審者（または暴漢）を刺激しないよう警察に連絡する、必ず2名以上のスタッフで対応するなど訓練を通して職員へ徹底します。

④爆破物脅迫事案対応

鳥取産業体育館は、多くの県民が出入りする施設であります。誰でも出入りできるこのような場所においては、過去の事件においても比較的不審物が置かれやすいところであり、当施設は日ごろから職員により巡視を行っています。

一昨年、布勢総合運動公園において、爆発物脅迫事案があり、今後このような事案がどこでも起こり得ることを予想し公益財団法人鳥取県体育協会としては、「爆発物脅迫事案対策マニュアル」を策定し対応・体制措置を講ずることとします。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方策

①苦情、トラブルの未然防止策

利用者の苦情・トラブルの多くは、利用する際の器具、備品等の不具合や職員の不誠実な対応が中心であります。次のような防止策を講じていくとともに、日ごろから職場内での職員研修を行います。

ア) 器具・備品の点検と改善措置

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・利用者が利用する器具・備品等について、利用に不都合がないよう常時チェックを行うとともに、必要な場合は改善の措置を講じます。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

イ) 利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの苦情やトラブルには、常に丁寧に耳を傾け、可能なものは直ちに改善する、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。

②苦情、トラブルに対する対処方法

ア) 苦情の受付

- ・苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- ・利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び（言い訳はしない）し、その上で説明します。
- ・利用者と論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

イ) 処理

- ・処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得ます。
- ・処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝えます。
- ・寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示します。
- ・寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応します。

ウ) 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・必ず原因究明を行い、再発防止に努めます。
- ・他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- ・苦情処理簿を作成し、管理運営に生かします。（職員全員に処理の統一を徹底）

6 個人情報保護等への対応

公共サービス事業者として、全職員においてコンプライアンスを徹底するとともに、厳重な情報管理体制を整備、恒常的な業務改善を図ります。

①コンプライアンス体制の整備

- ・コンプライアンス組織を中心としたコンプライアンス違反の予防活動
- ・各種法令に準拠した規則の整備と日常の業務における行動基準の制定

②各種法令の遵守及び施策等への対応

- ・コンプライアンスに関する研修・案内による公共施設管理の自覚と責任の徹底

- ・各種法令への対応策の整備とその趣旨を尊重した業務履行

③厳格な情報管理体制の構築

- ・法令遵守をはじめ、マニュアル策定や個人情報保護責任者の選任等による個人情報の適正管理
- ・日常的な情報管理の徹底と継続的な業務改善

(1) 個人情報の保護への対応

公益財団法人鳥取県体育協会は、鳥取県に準じた「公益財団法人鳥取県体育協会個人情報保護規程」を制定し、個人情報の取得、管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

- ・職員一人一人が規程の内容について十分認識するよう研修を行います。
- ・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を館内に掲示し、利用者等に周知するとともに、独自のホームページでも公表します。
- ・個人情報の取り扱いについては館長を責任者とし、情報の漏えい、滅失、破損、改ざん等の防止に関する事務を統括します。
- ・個人情報保護の研修を実施し、職員に対して守秘義務を徹底させます。
- ・職員名簿・拾得物記録・参加者名簿・事故記録簿等、個人の情報が記載されている書類は、施錠のできる書庫等に保管し、使用する際には館長の許可を得ることを義務付けます。
- ・個人名の入った利用申込書等は施錠し保管して、持ち出し禁止とします。
- ・申込書等で個人情報を取得する際には、利用目的を明示し、目的の範囲内でのみ取り扱います。
- ・正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- ・保有する個人情報は、本人の求めに応じ、開示・訂正等を行います。
- ・個人情報は保管期限を定め、期限を経過したものは速やかにシュレッダー等で粉砕した後に廃棄します。
- ・定期的に監査を行い、個人情報の保護が適正に行われるかチェックします。

(2) 情報の公開への対応

公益財団法人鳥取県体育協会は、鳥取県情報公開条例に準じた情報公開規程を制定し（平成12年9月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

①規程に従った対応

情報の開示請求については、「公益財団法人鳥取県体育協会情報公開規程」に従った対応を講じます。また、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進めます。

②利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安心」の観点から、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施していきます。

より効果的な広報を行っていくために、県内全域に発信するもの、地域に対して発信するもの、

利用客に発信するものに位置づけて実施します。

7 スポーツ・産業の普及振興

(1) スポーツの普及振興の考え方

施設の特性と職員の専門性を生かした各種スポーツ教室の実施や県民の健康・体力づくりの向上を
目ざした生涯スポーツ活動を推進するとともに、競技団体等との連携により競技力向上に係る支援を
図ります。

- ・ 各種スポーツ教室の実施
- ・ トップアスリート招へいによるスポーツフェスタの開催
- ・ ニュースポーツフェスタの開催
- ・ 水中運動フェスタの開催
- ・ 健康づくり推進事業の実施
- ・ スポーツ大会等各種スポーツイベントの実施
- ・ 障がい者・高齢者スポーツ活動の実施
- ・ アスリートたちの栄養学セミナーの開催
- ・ 地域・学校等への指導者派遣
- ・ 競技団体との連携

(2) スポーツの普及振興に係る事業

①各種スポーツ教室の実施

職員の専門性を生かしたスポーツ教室・水泳教室を実施します。

教室参加対象一覧表

事業名称	事業分類	期	定員	参加者	参加料	主な対象者					
						幼児	小学生	中学生	一般	高齢者	障がい者
スポーツ教室	バドミントン教室月曜日	3	25	75	学生・一般 (1期) 3,000円				○		
	バドミントン教室木曜日	3	25	75					○		
	テニス教室火曜日	3	25	75					○		
	テニス教室水曜日	3	25	75					○		
	テニス教室金曜日	3	10	30					○		
	卓球教室月曜日	3	25	75					○		
	卓球教室水曜日	3	25	75					○		
	エアロビクス教室金曜日	3	25	75					○		
	ジュニア新体操教室水曜日	3	25	75	2,000円		○				
	いきいき健康教室木曜日 (ワンコインレッスン)	3	35	75	3,000円 100円				○	○	
スポーツ教室 計	30		735								
水泳教室	幼児水泳教室月曜日	3	15	45	幼児(1期) 4,000円	○					
	幼児水泳教室木曜日	3	15	45		○					
	幼児水泳教室土曜日	3	20	60		○					
	小学年水泳教室月曜日	3	25	75	小・中学生 (1期) 5,000円		○				
	小学年水泳教室火曜日	3	25	75			○				
	小学年水泳教室木曜日	3	25	75			○				
	小学生水泳教室金曜日	3	25	75	高校生 (1期)		○				
	小学生水泳教室土曜日	3	25	75			○				
	小・中学生水泳教室土曜日	3	25	75			○	○			
	一般(高齢者)水泳教室月曜日	3	20	60	7,500円				○	○	
	一般水泳教室木曜日	3	15	45	一般(1期) 8,500円				○		
	一般水泳教室(金曜日)午前	3	15	45					○		
	一般水泳教室(金曜日)午後	3	15	45					○		
	春休み小学生水泳教室	1	25	25	2,500円		○				
夏休み小学生水泳教室	1	60	60	2,500円		○					
夏期水泳教室 (ワンコインレッスン)	1	265	265	※ 100円	○	○	○	○	○		
水泳教室 計	42		1,235								
合計				1,970							

※夏期水泳教室参加料 幼児2,000円 小・中学生2,500円
高校生3,750円 一般4,250円

②トップアスリート招へいによるスポーツフェスタの開催

子ども達に夢や感動を与え、豊かな経験と卓越した技術に直接ふれさせ、スポーツの素晴らしさや体力運動能力の向上を図るため、県内外のトップアスリートを招へいし、「夢と感動!!ふれあいスポーツフェスタ」を開催します。

③ニューススポーツフェスタの開催

「体育の日」に親子・高齢者・障がい者が一堂に会し、終日体を動かすことにより、心地良い汗と参加者同志の交流・ふれあいの「心身をリフレッシュする日」とするため、「ニューススポーツを中心とするフェスタ」を開催します。

④水中運動フェスタの開催

体を動かす機会の少ない冬場に屋内温水プール（7コース）において、親子・高齢者・障がい者が一堂に会し、楽しい「水中の大運動会」的なイベントを開催します。

⑤健康づくり推進事業の実施

鳥取県は、平成20年4月から「健康づくり文化創造プラン」として、運動・食事・禁煙について県民の健康づくりを支援する施設を「健康づくり応援施設」として認定し、その取り組みを情報発信により県民の健康づくりの環境を整えていくこととしています。

当施設は、県民の健康づくりを総合的に推進するため、鳥取県から「健康づくり応援施設」として認定を受け、鳥取県及び関係施設と連携しながら次のようなイベントを始めてとして健康づくりに関する取り組みについて積極的に情報発信します。

⑥スポーツ大会等各種スポーツイベントの実施

ア)「ローソンカップ小学生さわやか卓球大会」の開催

鳥取県から将来全国で活躍する卓球選手を生み出すことを目標に、小学生の底辺拡大と競技力の向上を図るため、株式会社ローソンの支援のもと「ローソンカップ小学生さわやか卓球大会」を開催します。

イ)「鳥取産体杯スポーツ大会」の開催

体育館利用者の1年集大成として、その成果を楽しく競い合い、相互の交流を深めていく「鳥取産体杯スポーツ大会」を開催します。

ウ)「室内グラウンドゴルフ大会」の開催

冬場に身体を動かす機会を提供するため、室内専用で作られたボールを使用し、体育館のフロアで競技ができる「室内グラウンドゴルフ大会」を開催します。

エ) スポーツチャレンジ体験事業の実施

家族で各種スポーツにチャレンジすることで、親子のふれ合いを深めることを目的とする「親子ふれ合いイベント」や鳥取県が示している「たくましい鳥取の子」の育成を図るため、「児童生徒の体力向上」を図るようなイベント、また、「競技力向上対策の一環」として水泳、水球等の底辺拡大を目的としたイベントを実施します。

オ) 児童生徒の体力・運動能力向上策の支援

鳥取県は、「児童生徒の体力向上支援事業」として、取り組んでいる学校等に支援を行っているところでありますが、当施設も可能な限り側面的に支援を行っていきます。

・鳥取ジュニア陸上クラブ体力・運動能力向上塾の開設

体力・運動能力の向上の基本である「走る・跳ぶ・投げる」を中心に当施設のスポーツ指導員（日本陸上競技連盟公認ジュニアコーチ）が、より高度なトレーニングを行います。

・鳥取ジュニア水球クラブの体力・運動能力向上塾の開設競技力向上をねらいとして底辺拡大のため、当施設の水球指導員による水球練習を実施しているところですが、この水球練習を通して泳力の高い技術が修得されるとともに、ハードな練習により自然に体力・運動能力の向上が図られるため、継続して実施します。

・小学校プールへの水泳指導者派遣プール指導教員が課題とされて小学校へ、当施設の水泳の専門的指導員を要請により派遣して水泳指導を行います。

・中・高運動部活動支援

当施設は、平成25年4月からバドミントンのトップアスリートを配置しており、学校等の要請により高度な技術指導を行います。

カ) 各講習会の実施

当屋内プールでは、水難事故等に遭遇した時、体験することで自分自身が慌てることなく対応でき、「自己保全」できるよう、「着衣泳講習会」「水中安全講習」等を実施します。

このような講習会を実施することで少しでも水難事故防止につながると考えます。

⑦障がい者・高齢者スポーツ活動の実施及び障がい者スポーツ大会等の運営支援

ア) 普及啓発

障がい者・高齢者の方に、スポーツ活動へ積極的に参加いただき、心身のリフレッシュや楽しい生活習慣が実践できる機会となるよう、普及啓発を行います。

イ) 養護学校との連携

養護学校の児童・生徒の屋内プールを利用した療育活動を支援します。

ウ) 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

当施設と鳥取県障がい者スポーツ協会が、それぞれ主催として実施する大会、スポーツ教室、講習会等に、相互に障がい者スポーツ指導員、アシスタントを派遣することにより、障がいのある方の生きがいをづくりや社会参加の促進を図っていきます。

⑧アスリートたちの栄養学セミナーの開催

アスリートを抱えるスポーツクラブや家庭においては、年間を通して鍛錬期・試合期・休養期など時期に合わせて身体コンディションを整える栄養管理が必要です。

このことから、当施設においてアスリートの栄養管理する者を中心に「栄養学セミナー」を開催します。

⑨地域・学校等への指導派遣

ア) 近年、地域や学校等で、子ども達に体を動かすことの楽しさやスポーツの素晴らしさを伝え、体力向上を図ることを目的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を発掘・育成する活動が行われています。

しかしながら多様な種目の中で指導等に課題も多いため、当施設のスポーツ指導員を要請により派遣し指導を行います。

イ)生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年4月から生活習慣病に関する「特定健診」、「特定保健指導」が義務づけられました。

実施に向けてのプログラムのうち、運動に関する指導は、専門知識・技術を有する「健康運動指導士」が中心に適切な運動指導を行うこととなっています。

当施設には、資格を有する「健康運動指導士」が日ごろから内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を対象とした「いきいき健康教室（メタボリック教室）」を開設していますが、地域や学校等にも要請があれば健康運動指導士を派遣し運動指導を行います。

⑩競技団体等との連携

競技団体等との連携により、県内外のトップアスリートを招へいした「スポーツフェスタ」の開催や、競技力向上を支援するため、開館時間外にプールを強化練習場所として提供を行ったり、また、毎年行われる室内水泳選手権大会への準備、運営等に協力します。

(3) 産業の振興の考え方及び事業

①商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内産業の活性化に向けての取り組みに協力していくとともに、体育館での展示会やイベント等の開催は県内産業の活性化につながると考えるため、施設の設置目的を認識し、現在出店している関係団体へ継続出展についての働きかけや、商工会議所・展示会関係団体と連携しながら今後の誘致活動・営業活動を行っていきます。

■「絵画展」の開催誘致

■「物産展（県・市等）」の開催誘致

■「青空市、軽トラ市、室内大フリーマーケット」の開催

②産業振興へつながる文化活動事業の実施

県民が身近に関心をもつ文化活動事業（展示・体験教室・販売・交流）を行うことにより、小規模ながらひいては産業振興につながるようなイベントを実施します。

1) タイワンギク鑑賞会

2) 花ショウブ特別展示会

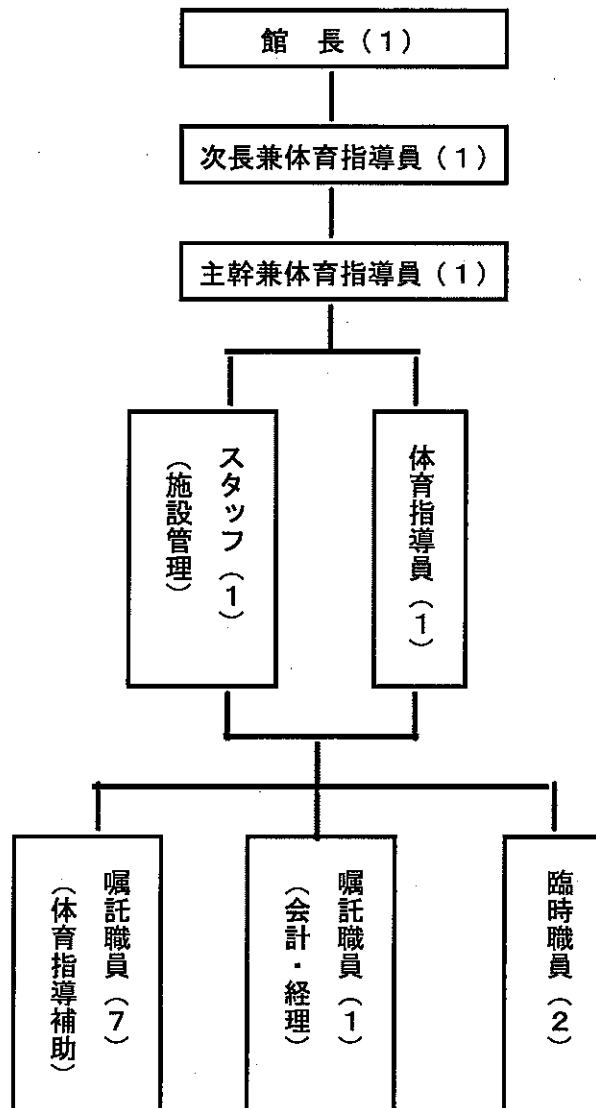
3) タマノタンザシ展

4) 「アートの世界」展

8 組織及び職員の配置等

公益財団法人鳥取県体育協会は、現在県からの委託を受けている業務を、これに熟知しているスタッフに今後も従事させることにより、利用者に混乱を与えないスムーズな移行を実現し、組織体制の確立と利用者目線に置いた適正な管理運営を行っていきます。

(1) 管理運営の組織



※ 体育館及びプールは、複合施設として管理運営を一体的に行います。

※ 実施体制

施設の管理責任者として館長を配置するほか、体育指導担当、施設・機械設備担当、受付・会計・監視・体育指導補助担当及び夜間施設管理担当など、それぞれの分野において専門性、経験とノウハウを持つ担当併せて15名のスタッフで管理運営を行います。

※施設長の人選 スポーツに精通し、法令順守精神に富み、経験豊富で民間感覚を有し、さまざまな事態に適切に対応できる柔軟さや、折衝能力を持ち積極的で誠実な人材を人選します。

(2) 職員の職種等

職 種	雇用関係	1日の勤務時間数	月間勤務日数	担当する業務内容	現在の職員の継続雇用の可否	人件費(千円)
館 長	常勤	8時間	21日	管理責任者、庶務、水泳教室指導	継続雇用	
次長兼 体育指導員	常勤	8時間	21日	管理、庶務、経理、スポーツ教室指導	継続雇用	
主幹兼 体育指導員	常勤	8時間	21日	庶務、経理、防火管理、スポーツ教室指導・プール監視	継続雇用	
体育指導員	常勤	8時間	21日	受付、プール監視、庶務、水泳教室指導	継続雇用	
スタッフ	常勤	8時間	21日	機械、電気管理、受付、庶務	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付、庶務	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	受付、庶務、経理	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付	継続雇用	
嘱 託	常勤	8時間	21日	プール監視、スポーツ教室指導、受付	継続雇用	
臨時職員	臨時	4時間	15日	夜間管理	継続雇用	
臨時職員	臨時	4時間	14日	夜間管理	継続雇用	
合 計					15名	
嘱 託 (兼務布勢運動公園)		電気主任技術者		電気設備の保安監督業務		

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

現在、管理運営に従事している職員を引き続き雇用することを基本としますが、鳥取県体育協会として平成21年度からの指定管理者制度のもと継続雇用を大きな目的としているため、嘱託職員を可能な限り正職員として雇用することとします。このことは、職員の雇用安定を図ると同時に利用者へのサービス向上に繋がっていくものと確信しています。

(4) 日常的な職員配置

職名	配置場所及び時間			
館長	管理事務室・受付 料金收受 (8:30～13:00)	指導(プール) (13:30～15:00)	管理事務室・受付 料金收受 (15:00～17:15)	
次長兼 体育指導員	管理事務室・受付料 金收受 (8:30～13:30)	指導(体育館) (13:30～15:00)	管理事務室・受付 料金收受 (13:00～16:30)	管理事務室・受付 料金收受 (15:30～17:15)
主幹兼 体育指導員	管理事務室・受付 料金收受 (11:30～13:00)	プール監視 (13:30～15:00)	管理事務室・受付 料金收受 (15:30～18:00)	プール監視 (18:00～20:00)
体育指導員	休			
スタッフ	機械室 (8:30～13:00)	管理事務室・受付 料金收受 (13:00～15:00)	機械室 (15:00～17:15)	
嘱託	プール監視(11:30～20:15)			
嘱託	プール監視 (9:30～13:00)	指導(体育館) (13:30～15:00)	プール監視 (15:00～17:00)	指導(プール) (17:00～18:15)
嘱託	プール監視 (9:30～15:00)	指導(プール) (15:30～16:30)	指導(プール) (17:00～18:15)	
嘱託	プール監視 (13:30～15:30)	指導(プール) (15:30～16:30)	プール監視 (17:00～20:00)	管理事務室・受付 料金收受 (20:00～22:15)
嘱託	プール監視 (11:30～17:00)	機械室 (17:00～20:15)		
嘱託	管理事務室・受付料 金收受 (8:30～13:00)	プール監視 (13:00～15:00)	管理事務室・受付 料金收受 (15:00～17:15)	
嘱託	休			
嘱託	管理事務室・受付料 金收受 (11:30～13:00)	プール監視 (13:00～15:00)	管理事務室・受付 料金收受 (15:00～17:15)	プール監視 (18:00～20:00)
臨時	管理事務室・受付・館内巡視(18:30～22:15)			
臨時	休			

※ 標準的な職員配置の考え方

・施設の管理者として、原則的に館長又は次長を管理事務室に配置。

(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとる。)

- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- ・受付に常時1名配置。
- ・体育指導員を配置。

○ 一週間の勤務ローテーション (例)

	月	火	水	木	金	土	日	
館長	A	A	休	A	A	A	休	A 8:30~17:15
次長兼体育指導員	B	休	休	D	B	C	A	B 9:30~18:15
主幹兼体育指導員	A	C	A	A	A	休	休	C 11:30~20:15
体育指導員	B	C	休	C	休	B	A	D 13:30~22:15
スタッフ	C	A	休	休	A	A	D	E 18:30~22:30
嘱託	C	休	D	休	C	B	B	
嘱託	休	D	休	C	B	B	B	
嘱託	休	A	休	A	A	A	A	
嘱託	B	B	A	休	D	休	C	
嘱託	B	B	休	B	C	D	休	
嘱託	D	B	休	B	休	C	C	
嘱託	C	休	休	B	C	休	B	
嘱託	A	C	休	休	B	C	C	
臨時	E	休	E	休	E	休	E	
臨時	休	E	休	E	休	E	休	

(5) 人材育成

当施設は幼児から高齢者まですべての県民の方々が利用する公共施設であります。利用するに当たっては施設の「安全性」・「快適性」・「利便性」；「安心」・「専門性」が要求されます。

そのためには、当施設のスタッフは業務の合間を縫って研修・講習に積極的に参加し、施設管理のプロパーとして、県民への期待に応えられるようにしなければなりません。

したがって、職員の研修は年次的に計画して実施していきます。

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

記載事項なし

10 委託、工事請負の発注予定

記載事項なし

11 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障害者雇用

常用労働者数50人以上の事業者であり、法定雇用率を達成している。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業に認定されている。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I種又はII種規格認証等

ISO14001又はTEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて認証登録されている。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。

1.2 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているため、引き続き指定管理者制度に管理業務を移行するに当たって、初心に帰り接遇等の研修を行い、職員の資質をさらに向上させ施設運営に臨みます。

(2) 社会貢献活動

①社会貢献活動

地域社会へ積極的に奉仕活動に参加していくことは、地域との連帯感を深め、住み良い街づくりには大切なことと考えます。

このようなことから当施設においては、あらゆる機会を通してスタッフ全員が次のような社会貢献活動に一層取り組んでいきます。

②許可等の手続

利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）については、鳥取県行政手続条例に則した手続を行います。

③交通規則遵守への取組について

鳥取県内の自家用車保有率が全国的に高く、車社会であることが伺われますが、公共施設を管理運営する一員として、「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

④スポーツ安全保険の提供

公益財団法人スポーツ安全協会を取り扱っているスポーツ安全保険に加入し、より安心して活動していただくために、制度のPRや加入手続きのお世話をします。（掛金 中学生以下年 800 円他 本人傷害、相手方賠償）

⑤忘れ物保管方法等の徹底

「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

⑥人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付、差別落書きを発見した場合には「差別落書き対応マニュアル」により措置します。

⑦適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理を行なうとともに、監事2名による年2回の内部監査を行ないます。また、県監査委員の監査も受検します。

⑧保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」へ加入します。

⑨施設館内の禁煙

鳥取県の健康づくり応援施設認定制度に禁煙施設として認定され、館内はもちろんのこと、館外であっても来館者の導線に係る場所も禁煙とします。ただし、来館者の導線でない場所に喫煙場所を設置しています。(タバコの自販機は設置しておりません)

⑩守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

⑪遊休部分の有効活用

- ・控室を会議室として活用します。
- ・芝広場を有効活用します。
- ・ロビーをサロンコーナーとして活用します。
- ・ロビーを学校等の作品の展示場所など遊休部分を活用します。
- ・ステージを有効活用します。

⑫内部会議による管理運営効率の向上

- ・毎朝 朝礼等により、連絡事項の徹底と職員の意思統一を図ることとします。また、休暇及び時差出勤の職員に対しても、連絡ノートによる伝達することとします。
- ・内容に合わせて職員会議を実施します。

⑬地産地消型の施設運営

- ・消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いた上で県内業者を積極的に利用します。
- ・外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- ・ロビーの机や椅子などに地元の木材で加工された商品を設置します。

⑭駐車場の使用料

通勤のために施設内駐車場を使用する場合、鳥取県公有財産事務取扱規則の規定に基づき、納入します。

(様式3-1)

平成27年度鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの委託業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県体育協会)

(単位:千円)

		内訳	金額	
収入項目	利用料金収入	鳥取産業体育館 利用者 81,000人 利用料金収入 11,600千円 鳥取屋内プール 利用者 67,000人 利用料金収入 11,400千円	23,000	
	その他の収入	スポーツ教室 7,500 各種イベント 400 自動販売機手数料収入 2,500 売店業者使用料収入 570	10,970	
収入合計(A)			33,970	
支出項目	人件費(常勤職員)	職員5名 嘱託8名	40,809	
	人件費(非常勤職員)	夜間臨時職員2名	1,500	
	施設維持管理費	旅費		206
		消耗品費		1,850
		燃料費		15,965
		印刷製本費		185
		役務費		2,163
		使用料及び賃借料		618
		委託料		5,809
		公課費		2,369
	負担金		154	
	償環金		319	
	光熱水費		20,394	
	修繕費		1,030	
	その他の経費	各種イベント等	2,060	
支出合計(B)			95,431	
県からの委託料		支出合計(B) - 収入合計(A)	61,461	

(注1) 支出合計(B) - 収入合計(A)を県からの委託料とするため、収入項目には県からの委託料を含めないこと。

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

